

岐阜県公報

目次

告 示

○有害刃物等の指定

(男女参画青少年課)

ページ
一

号 外 (二) 平 成 二 十 年 七 月 三 十 一 日

告 示

岐阜県告示第四百九十七号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十七条第二項の規定により有害刃物等として次のとおり指定した。

平成二十年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 種別及び構造

番号	種 別	構 造
1	両刃ナイフ	鋺を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの
2	ナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)第十七条の規定により測定した刃体の長さが六センチメートルを超えるナイフ(くだものナイフ、カッターナイフ、切出し、くり小刀、ペーパーナイフ、食事用ナイフ、電工ナイフその他の家庭用、工作用又は業務用ナイフを除く)。ただし、折りたたみ式のナイフにあっては、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有するものに限る。

備考 平成十七年岐阜県告示第七百四十一号の三により有害刃物等として指定したもの
の含まない。

二 指定年月日

平成二十年七月三十一日

三 指定理由

当該刃物の構造が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

平成二十年七月三十一日印刷
平成二十年七月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県岐阜市
飯尾文芸社